



EUの新しい試み

主任研究員 平松 拓

毎年12月に開催されるEUのサミット(首脳理事会)といえば、マーストリヒト条約や安定成長協定の合意など、欧州のその後に大きく影響を及ぼすような重要な決定の舞台となってきた。本年も14、15の両日ベルギーのラーケンで開催されたが、そこでEUが新たな歴史を開く可能性を持つ合意がなされた。

まず、EUの拡大について、「このまま改革を継続すれば2002年迄に加盟準備が整う候補国10カ国(注1)については、2004の欧州議会選挙に参加することが可能となるように加盟交渉を終える」として、11月の欧州委員会の報告を支持するとともに、農業政策、地域政策分野などで懸案となっている既加盟国側の交渉のための意志統一を急ぐことで合意した。これはとりもなおさず、準備の進んだ少数の国から順次加盟を認めるという漸進的な拡大ではなく、ビッグ・バン的な拡大を選択したということの意味している。と同時に、主に中欧地域を対象とした今回の拡大については、EUの既定方針であるにもかかわらず加盟国が必ずしも一枚岩ではないことから、今後各国の足並みに乱れを生じないよう箍(たが)を締め直したと考えることができよう。このままの形で実現すればEU加盟国は現在の15カ国から一気に25カ国に増加することになる。

しかし、この合意に劣らず重要と考えられるのが、2004年に行われることが決まっているEU条約改正のための政府間協議に向けて、広範な参加による協議会の設置を決めたことである。EUはこれまでに例の無い多数、多様な国々の加盟を控え、分岐点に立っている。加盟国数が増え、これまでのやり方では合意の形成が困難になることは明らかであり、その中でEUの機能を従来同様有効に保っていくためには意思決定プロセスを見直してより民主的で透明且つ効率的なものとし、EUを市民により身近なものとするのが欠かせない。そのためにタブーを設けずに欧州についての広範な議論を透明な形で始めようというものである。昨年のある種のサミットで合意された欧州議会の議席配分や特定多数決の票配分などが差し迫った拡大のための短期的な対応とすれば、今回の協議会の設置はさらなる拡大をも展望した長期的な対応のファーストステップとすることができる。

この協議会には欧州委員会、欧州議会や加盟国政府の代表者に加え、加盟国の議会、ひいては加盟候補国の政府や議会の代表者を加えて100名もの人間が加わり、前フランス大統領ジスカールデスタンを議長として、この3月より約一年かけて議論をすること

になる。議論の中では欧州大統領制や欧州議会の二院化、或いは欧州の憲法制定など、EU の意思決定、行政のあり方について提案されている構想も含めて広く論じられることが期待される。加盟国の中でも EU に対する考え方は連邦化を主張するドイツから緩い国家連合にとどめたい英国まで様々であり、容易に EU の改革についての方向性が得られると期待することは無理であろう。しかし、これまで政治的な取引を駆使して閉じられた中で合意を作り出すことを優先してきた EU にとって、タブーを設けずに広範な議論が行われること自体大きな意味を持つといえよう。

(注 1) EU の現加盟国はアイルランド、イギリス、イタリア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、ルクセンブルグ。

10 カ国はエストニア、キプロス、スロバキア、スロベニア、チェコ、ハンガリー、ポーランド、マルタ、ラトビア、リトアニアで、他にブルガリアとルーマニアが加盟交渉を行っている。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2001 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokuchō 1-Chōme, Chūō-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話 : 03-3245-6934 (代) ファックス : 03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>